

## 前橋市薬剤師連盟会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、前橋市薬剤師連盟（以下「本連盟」という。）会則第14条第2項の規程に基づき、会費額及び徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類並びに額)

第2条 会費の額は、次に定めるとおりとする。

	金 額
会 員	年額 1000円

(入会及び退会の時期による会費)

第3条 会計年度（以下「年度」という。）の4月1日から12月31日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、1月1日以降に入会した会員の会費は、年額の2分の1額とする。

2 既納入した会費は、返還しない。

3 年度の途中で退会もしくは、第5条の規定により会員の資格を喪失した場合においては、未納会費は支払うものとする。

(督 促)

第4条 会長が指定した納付期限日を超えても納付されない場合には、納付期限を付して督促する。

2 納付期限からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第5条 督促通知を受けた後、通知日から起算して1年以上、会費の納入を滞納した場合には、会員資格を喪失する。

(会費の納付方法)

第6条 初年度の会費は、入会時に原則として一括銀行振り込みすることとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は総会の議決により行う。